

特定非営利活動法人セラピードッグすまいるわん賛助会員規約

(目的)

- 第1条 特定非営利活動法人セラピードッグすまいるわん（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、本会に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。
- 2 賛助会員制度は、本会の外部関係者の本会に対する協力・理解を高めることにより、本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

- 第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとするものとする。

(賛助会員に対する事業)

- 第3条 本会は第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 本会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本会又は会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) 受講を希望する賛助会員に対し、セラピー犬しつけ方教室の開催
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

- 第4条 賛助会員になろうとする者は、会費規定に定める会費を添えて、本会指定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 本規約第3条(3)に基づき、本会が開催するセラピー犬しつけ方教室に参加する者は、次の書類を提示しなければならない。
- ① 愛犬の鑑札
 - ② 狂犬病予防注射済証及び混合ワクチン接種証明書又は抗体検査報告書

(会費)

- 第5条 賛助会員は年会費を納入するものとする。
- 2 賛助会員の年会費の会計期間は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。
- 3 会費の額は1口2,000円とし、1口以上を負担するものとする。
- 4 本規約第3条(3)に基づき、本会が開催する愛犬のしつけ方教室に参加する者は、前項2の他に4口負担するものとする。 *別途資料代を要する。

(継続)

- 第6条 賛助会員は毎年8月30日までに会費を納入しなければならない。
- 2 セラピー犬しつけ方教室に参加する者は、本規約第5条2項の年会費を最初の申込より1年にあたる日を限度に継続更新の時期を延長するものとし、第5条3項に示す賛助会費を全受講終了日まで有効とするものとする。

(責務)

- 第7条 本規約第3条に基づく事業に参加する賛助会員が第三者に損害を与えた場合には、賛助会員自身が第三者に対して損害賠償等の責を負い、本会はその責を負わないものとする。

(その他)

- 第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の定めるところによる。

附則 本規約は、平成22年4月1日より施行する。

改正 平成23年8月1日

改正 令和 6 年 9 月 1 日